

<h1>高知県公報</h1>	発 行
	高 知 県
	高 知 市 丸 ノ 内
	一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日
	毎 週 2 回
	(火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定 (障害保健支援課)	1
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定 ( " )	1
◎告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課)	1
公 告	
○土地改良区の設立の認可 (農業基盤課)	2
○共同施行土地改良事業の計画変更の認可 (土佐清水市松尾地区土地改良事業共同施行) ( " )	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出 (2件)	2
○政治団体の届出事項の異動の届出	3
○政治団体の解散の届出	3
○告示 (政治団体の設立の届出) の訂正	3

告 示

高知県告示第740号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。  
平成30年9月14日

	高知県知事 尾崎 正直		
医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
高知脳神経外科病院	高知市朝倉戊767番地5	平30・9・1	平33・8・31
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	" "	" "
南国中央病院	南国市後免町三丁目1-27	" "	" "

野市中央病院	香南市野市町東野	"	"	"	"
	555-18	"	"	"	"
田野病院	安芸郡田野町1414-1	"	"	"	"
清和病院	高岡郡佐川町乙1777番地	"	"	"	"
前田病院	高岡郡越知町越知甲2133番地	"	"	"	"
くぼかわ病院	高岡郡四万十町見付902-1	"	"	"	"
大月病院	幡多郡大月町銚土603番地	"	"	"	"

高知県告示第741号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定に基づく措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり認定した。  
平成30年9月14日

	高知県知事 尾崎 正直	
医療機関の名称	所在地	認定年月日
土佐病院	高知市新本町二丁目10番24号	平30・7・9

高知県告示第742号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第33条の7第1項の規定に基づき、同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院として次のとおり指定した。  
平成30年9月14日

	高知県知事 尾崎 正直	
医療機関の名称	所在地	指定年月日
土佐病院	高知市新本町二丁目10番24号	平30・7・9

高知県告示第743号

昭和39年4月高知県告示第110号 (指定金融機関等の名称、位置) の一部を次のように改正する。  
平成30年9月14日

	高知県知事 尾崎 正直		
別表の1 指定金融機関の表中			
「	丸亀南	「	「
「	坂出	「	坂出市
「		「	
「		「	

を	「	坂出	「	坂出市
「	「	琴平	「	仲多度郡琴平町
「	「	松山	「	愛媛県松山市
を	「	松山	「	愛媛県松山市
「	「	三和	「	平
「	「	浜改田出張所	「	平
成6年7月1日	「		「	
を	「	三和	「	平
成6年7月1日	「		「	
に改める。				

-----  
公 告  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を平成30年8月30日に認可した。

平成30年9月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 土地改良区の名称  
米奥土地改良区
- 2 認可番号  
高知県土改第729号
- 3 その他

この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、土佐清水市松尾地区土地改良事業共同施行の行う土地改良事業（土佐清水市松尾地区土地改良事業（区画整理））の計画変更を平成30年8月30日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年9月14日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成30年9月14日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成30年8月24日 30高都計第272号	香美市土佐山田町秦山町一丁目106番1の一部、106番9の一部、102番1の一部、103番1の一部	香美市土佐山田町秦山町一丁目4番4号 下元 ミツ子

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年9月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称 （代表者の氏名）	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党高知県高知市第一支部 （浜口 卓也）	大石 将弘	高知市廿代町17-20	○	平30・8・31

**高知県選挙管理委員会告示第57号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年9月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
田所裕介後援会	田所 裕介	田所 治郎	高知市永国寺町2-1	平30・8・31

**高知県選挙管理委員会告示第58号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年9月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党馬路村支部	異動なし	大野 忍	異動なし	平30・7・28
新	（五味 隆仁）		吉松 正博		平30・8・19
旧	自由民主党高知県宿毛市支部（今城 誠司）	寺田 公一	異動なし	異動なし	平30・8・19
新		今城 誠司			平30・8・20
旧	自由民主党四万十町窪川支部（中平 俊二）	武田 秀義	異動なし	異動なし	平30・8・20
新		中平 俊二			

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	永野栄一後援会（細川 茂幸）	岡本 一義	河野 勇	異動なし	平30・8・8
新		細川 茂幸	永野 泰久		

**高知県選挙管理委員会告示第59号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成30年9月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
尾崎としあき後援会	尾崎 敏明	平30・8・16

**高知県選挙管理委員会告示第60号**

平成29年5月高知県選挙管理委員会告示第29号（政治団体の設立の届出）の一部を次のように訂正する。

平成30年9月14日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）の表かっとうまこと後援会の項中「かっとうまこと後援会」を「かっとう真後援会」に、「土佐清水市本町3番29号」を「土佐清水市本町3番19号」に訂正する。